森と私たちの暮らし

一般社団法人 東京都森林協会
発行人 東京都森林協会会長 三谷 清
〒190-0181
東京都西多摩郡日の出町大久野7852
☎042-597-2881

No.06
2020年8月

（多摩産材が植林された山林／檜原村・神戸地区）

令和2年度定時総会開催

平成31年4月から始まった当年度は波乱の一年間となった。4月から「森林経営管理法」が施行され、林業の成長産業化と森林の適切な管理に向けて、関係者の期待が高まるスタートとなりました。

5月は今上天皇の即位により令和元年が始まり国民の祝賀の下、新たな時代の始まりとなり日本経済の順調な成長が期待された。

しかしながら、秋には台風15号・19号が首都圏を縦断し、東京都においても河川の氾濫家屋の流出、橋梁の崩落、道路の寸断が東京都一円で被災する非常事態となった。

多摩地区の森林においては、林道・作業道の寸断や森林斜面の崩落も各所に発生し、未だに復旧の目途が立たない状況である。

年明けから発生した新型コロナウィルス感染症が更なる影響を社会に及ぼし、現在も厳しい生活を余儀なくされている。

このような中、当協会も6月15日に書面決議による第3回定時社員総会が開催され、付議された全議案が承認となり、新たな事業年度が開始した。今後も関係者各位の負託に応える事業展開を図ってまいります。

一般社団法人　東京都森林協会
代表理事会長　三谷　清

多摩産材認証協議会新体制発足

多摩産材認証協議会会長

吉岡　拓如
（東京大学　大学院准教授）

「森」は、人類が誕生した約20万年前から現在まで、人々の生存に必要な環境と資源を供給してきました。これからも、人々が健康に、豊かに生活するためには、健全な森林と共存していくことが、とても大切です。幸いなことに、現在の日本は、先進国の中でも世界で2番目に森林率が高い、緑豊かな国土を持っています。多くの森が残っている背景には、温暖な気候と、多雨と、森林を上手に利用してきた文化の存在があります。

基本的に経済林として管理されてきた地域の森林を健全に育成していくためには、地域材への安定した需要を創り出し、森林資源の循環を促進することが非常に重要です。多摩地域では、平成18年（2006年）から森林所有者や木材産業関係者が協力して「多摩産材認証協議会」を立ち上げ、産地の明確な認証木材を供給することにより、多摩産材の需要拡大に取り組んでまいりました。

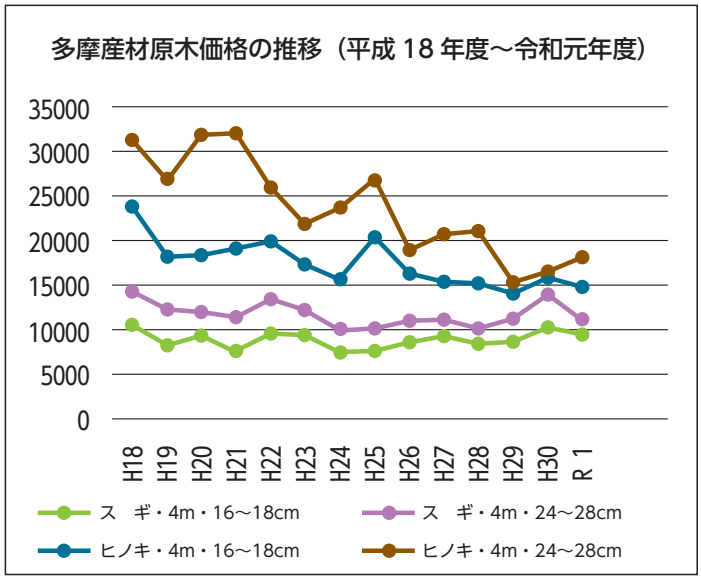

これまでも一定の成果を上げてきましたが、今年度からは東京都が、多摩産材の利用拡大、多摩産材ブランドの強化に向け、木材生産から加工までの連携・協力を強化し、需要に対応できる体制の構築を図ることを目的として、この協議会にメンバーとして参画することとなりました。たいへん心強いことです。

このため、当認証協議会も新たな体制で取り組むこととなりました。当協議会発足当初から会長をお務めいただいた日本大学教授の井上公基先生がご勇退され、私、吉岡が後任会長を務めることとなりました。よろしくお願い致します。副会長職は、従来からお務め戴いている東京都森林組合の木村組合長に加え、東京都森林事務所長の渡邊俊夫様にご就任をお願いして、2名体制といたしました。事務局は、東京都との連絡を強化することが重要となり、東京都森林事務所森林産業課にお願いし、事務局実務を引き続き、東京都森林協会にお願い致します。

多摩産材を利用した駅舎（東急電鉄・旗の台駅）

コロナ以降の社会は、大都市への一極集中が見直され、都市周辺の住みやすい地域への回帰が起こるのではないでしょうか。多摩地域が、緑豊かで、かつ活気のある地域でありつづけるために、多摩産材認証協議会として、その一端を担っていきたいと考えています。

森林環境譲与税を活かす!

「森林経営管理法の実践にむけて」

青梅市役所
経済スポーツ部
農林水産課

東京都の西に位置する青梅市は、6,464haの森林面積を有し、森林占有率は63%に及び古くから林業は青梅市の基幹産業として市の発展を支えてきました。

しかし、高齢化による林業従事者の減少や安価な輸入材の影響による国産材価格の低迷を受け、林業は衰退し山は放置されるようになり、更には相続による新たな森林所有者も境界が不明確などにより森林整備への関心が薄らぎ荒廃が進み、放置林から放棄林になりつつあります。

平成31年4月に施行された「森林経営管理法」は、所有者不明林や放置、放棄された森林を所有者に代わって適正に整備することで、林業の振興および森林が本来持つ公益的機能を回復させることを目的に創設されました。

青梅市でも現在この森林経営管理法を適用し森林整備を実施するための意向調査に向けた準備をしているところです。

(適正に整備された森林)

森林環境譲与税

森林が本来持っている公益的機能の回復のための財源として創設されました。

国からの譲与額は、私有林の人工林面積、林業従事者数、人口を元に算出されており、都会の森林が無い自治体でも人口割で相当額が交付されることから、そのような山のない自治体との提携についても模索しています。

地元産材の活用による地域振興策

昨年の台風19号により、青梅市では切り捨て間伐された林地残材が土砂とともに流失し沢で橋や暗渠部分で詰り溢れた雨水が林道を流失し大きな災害をもたらしました。切り捨てされた間伐材を搬出し有効活用することは、林業振興、災害防止に役立つものと考えています。

地域間交流の促進への取り組み

青梅市では、杉並区との交流協定を締結しており様々な交流イベントを実施しており、森林ボランティア育成講座を共同で開催し、国産材への理解および森林整備の重要性について実技を交えて指導しています。

(森林ボランティア育成講座での地拵え作業)

地域内連携で里山整備

市内の林業機器製造業者、林産物の生産者、青梅市で里山整備の協定を締結し3者それぞれのメリットを生かし里山整備を推進し山林資源の有効活用と市民が楽しめる憩いの里山を提供してまいります。

最後に

新型コロナウィルス感染症の影響により、様々な経済活動がストップし景気低迷期でありますが、山から元気を届けてまいります。

とうきょう森づくり貢献認証制度

令和2年4月1日付で「とうきょう森づくり貢献認証制度」実施要領が改定されました。

今回の改定では、3つの制度に集約し、森づくり活動を行う企業・団体や多摩産材を利用する都民や企業等に対し東京の森づくりへの貢献と、二酸化炭素吸収量及び二酸化炭素固定量を東京都が認証する制度となります。

3つの制度は次のとおりとなります。

森づくりによる森林整備の促進

①森林整備サポート認定制度

制度を利用する方は、都内に森林を所有し森林整備を希望する森林所有・森づくり活動を実施、または協賛を希望する企業や団体の皆様となります。

認定方法は

企業等が実施または協賛した下刈り、除伐、間伐による二酸化炭素吸収量を東京都が認定いたします。対象となる森林は0.1haから申請が可能です。

木材利用による森林整備の促進

②多摩産材製品による二酸化炭素固定量認証制度

制度を利用する方は、多摩産材を利用して製造された製品の製造業者・認証された多摩産材製品を購入した企業や個人の皆様となります。

認証方法は

多摩産材製品の二酸化炭素固定量を東京都が図面審査により認証いたします。認証された多摩産材製品を購入（二酸化炭素換算500kg以上）した企業等を東京都が購入認証いたします。

③建築物等による二酸化炭素固定量認証制度

制度を利用する方は、多摩産材を利用して新築・改築した建築物の建築主等及び建設事業者等の皆様となります。

認証方法は

多摩産材を用いた建築物等の建築主等には二酸化炭素固定量を東京都が認証いたします。

多摩産材を用いた建築物等の建築事業者等には東京都の森づくりへの貢献を東京都が認証いたします。

認証制度実施要領・申請様式・記入例等につきましては、東京都のホームページで確認願います。

（リンク先）

https://www.sangyo-rodo.metoro.tokyo.lg.jp/nourin/ringyou/moridukuri/kouken/

森づくり貢献認証制度 認証書授与者について

第15回審査会において認証（認定）された申請者に対して、令和2年5月14日付にて認証書が授与されました。

新型コロナウィルス感染症防止の観点より都庁内での授与式の開催は中止となりました。

表彰された団体は次のとおりとなります。

■森林整備サポート認定部門

◎日立キャピタル株式会社　様
◎サトーホールディングス株式会社　様
◎ネッツトヨタ多摩株式会社　様
◎田中工業株式会社　様

■多摩産材製品による二酸化炭素固定量認証

◎越井木材工業株式会社　様

■建築物等による二酸化炭素固定量認証

◎東急電鉄株式会社　（建築主）様
◎株式会社アトリエ・ユニゾン　（設計者）様
◎清水建設㈱　東京支店　（事業者）様
◎三英建設株式会社　（建築主）様
◎株式会社ランドテック　（事業者）様